

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年12月3日	佐川急便株式会社(法人番号8130001000053)代表者 笹森 公彰	京都府京都市南区上鳥羽角田町68	西大阪営業所	大阪府大阪市大正区北恩加島1-4-25	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)従業員の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和7年12月3日	有限会社尾崎運輸(法人番号4170002006685)代表者 藤田 直良	和歌山県海南市下津町小松原744-1	本社営業所	和歌山県海南市下津町小松原744-1	輸送施設の使用停止処分(50日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年11月7日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)(3)点呼の記録違反【記録】【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(5)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)	5	5
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	長浜郵便局	滋賀県長浜市列見町11番9号	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月10日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	高島郵便局	滋賀県高島市勝野1461-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月25日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	安曇川郵便局	滋賀県高島市安曇川町末広1-39	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月2日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	朽木郵便局	滋賀県高島市朽木市場361-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月2日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大阪南郵便局	大阪府大阪市中央区東心斎橋1丁目4番2号	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月2日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)(3)点呼記録の記載事項等の不備、点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	浪速郵便局	大阪府大阪市浪速区難波中3丁目10番1号	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月4日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大阪旭郵便局	大阪府大阪市旭区大宮1丁目20番8号	輸送施設の使用停止処分(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月9日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	明石郵便局	兵庫県明石市樽屋町1番7号	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月9日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	曾爾郵便局	奈良県宇陀郡曾爾村葛829	輸送施設の使用停止処分(84日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月20日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	高野郵便局	和歌山県伊都郡高野町高野山770	輸送施設の使用停止処分(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月10日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	白浜郵便局	和歌山県西牟婁郡白浜町911-29	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月16日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	本宮郵便局	和歌山県田辺市本宮町本宮252-1	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	龍神郵便局	和歌山県田辺市龍神村湯ノ又449-2	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年12月4日	株式会社クールポート関西(法人番号2122002006829) 代表者 木原 俊幸	大阪府東大阪市箕輪1丁目165番1	本社	大阪府東大阪市箕輪1丁目165番1	輸送施設の使用停止処分(100日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和7年2月14日、同年2月20日及び同年3月7日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	10	10
令和7年12月5日	株式会社浜商運送(法人番号9120001131476)代表者 濱田 健一	大阪府大阪市此花区西島五丁目9番43号	本社	大阪府大阪市此花区西島五丁目9番43号	輸送施設の使用停止処分(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	令和7年8月26日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送の引受け、指示等【過積載による運送の引受け】(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	1	1
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大阪国際郵便局	大阪府泉南市泉州空港南1番	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月11日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	八日市郵便局	滋賀県東近江市八日市野々宮町1-27	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月25日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	能登川郵便局	滋賀県東近江市佐野町735-3	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月28日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	甲賀郵便局	滋賀県甲賀市甲賀町大原市場749	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月15日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	甲南郵便局	滋賀県甲賀市甲南町寺庄字三田長963-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月15日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	信楽郵便局	滋賀県甲賀市信楽町長野441-2	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月16日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	土山郵便局	滋賀県甲賀市土山町北土山1760-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月16日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	貴志川郵便局	和歌山県紀の川市貴志川町神戸430-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月4日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	池田郵便局	和歌山県紀の川市東大井332-5	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月4日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	粉河郵便局	和歌山県紀の川市粉河519-8	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月4日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	桃山郵便局	和歌山県紀の川市桃山町元292-10	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月8日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	都島郵便局	大阪府大阪市都島区高倉町1丁目6番3号	輸送施設の使用停止処分(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月9日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	東住吉郵便局	大阪府大阪市東住吉区今川8丁目8番25号	輸送施設の使用停止処分(112日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月11日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	東成郵便局	大阪府大阪市東成区東今里3丁目13番11号	輸送施設の使用停止処分(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月16日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	久御山郵便局	京都府久世郡久御山町下津屋下ノ浜代1-1	輸送施設の使用停止処分(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月17日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	京都西郵便局	京都府京都市右京区嵯峨五島町1-64	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月17日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)(3)点呼記録の記載事項等の不備、点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	左京郵便局	京都府京都市左京区高野竹屋町1番1号	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月3日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	染田郵便局	奈良県宇陀市室生染田14-1	輸送施設の使用停止処分(104日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月8日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	上北山郵便局	奈良県吉野郡上北山村河合357-1	輸送施設の使用停止処分(97日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月24日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	市鹿野郵便局	和歌山県西牟婁郡日置川町市鹿野895-2	輸送施設の使用停止処分(102日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月22日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月15日	有限会社轟商会(法人番号3122002006687) 代表者 田邊 哲也	大阪府東大阪市新池島町3丁目10番38号	本社	大阪府大阪市住之江区平林南1丁目2番83号	輸送施設の使用停止処分(70日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年11月6日及び同年11月12日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録違反【記録の保存】(安全規則第9条)、(6)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	7	7

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年12月15日	株式会社橋本サービス(法人番号5170001013681)代表者 江口 治	和歌山県橋本市隅田町山内1212-16	本社営業所	和歌山県橋本市隅田町山内1212-16	輸送施設の使用停止処分(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年10月25日、同年12月18日及び令和7年3月26日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(6)(7)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(記載事項等の不備】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(8)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(9)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	2	2
令和7年12月16日	株式会社ティーネットサービス(法人番号1120101027887)代表者 竹内 正	大阪府堺市中区平井1087番地	本社	大阪府堺市中区平井1087番	輸送施設の使用停止処分(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和7年2月21日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(3)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(6)「指導監督告示」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	4	4
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	豊能郵便局	大阪府豊能郡豊能町余野172-4	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月18日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	美山郵便局	京都府南丹市美山町島住古瀬39-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月16日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	奈良西郵便局	奈良県奈良市学園北2-3-2	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月20日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	茗荷郵便局	奈良県奈良市茗荷町1046	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月19日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	須川郵便局	奈良県奈良市須川町892-5	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月27日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	木浜郵便局	滋賀県守山市木浜町1686	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月18日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	野洲郵便局	滋賀県野洲市小篠原1102-4	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月7日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大津中央郵便局	滋賀県大津市打出浜1番4号	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月18日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	水口郵便局	滋賀県甲賀市水口町水口5999-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月30日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	近江守山郵便局	滋賀県守山市守山六丁目17番1号	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月30日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	近江日野郵便局	滋賀県蒲生郡日野町松尾一丁目86	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月7日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	栗東郵便局	滋賀県栗東市安養寺二丁目3番13号	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月15日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	清水郵便局	和歌山県有田郡有田川町清水415-3	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月8日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	橋本郵便局	和歌山県橋本市市脇5丁目4番22号	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月10日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	海南郵便局	和歌山県海南市船尾200番地	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月15日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	美里郵便局	和歌山県海草郡紀美野町神野市場市本409-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月15日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	播磨一宮郵便局	兵庫県宍粟市一宮町安積1330-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	村岡郵便局	兵庫県美方郡香美町村岡区村岡455-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	但馬日高郵便局	兵庫県豊岡市日高町江原206	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)(3)点呼記録の一部記録なし、点呼記録の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条5項)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	淡路室津郵便局	兵庫県淡路市室津185-12	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月22日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大阪港郵便局	大阪府大阪市港区市岡1丁目5番33号	輸送施設の使用停止処分(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月16日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)(3)点呼記録の記載事項等の不備、点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大阪北郵便局	大阪府大阪市北区大淀中1-1-52	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月28日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	此花郵便局	大阪府大阪市此花区春日出北2丁目1番9号	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月28日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	五色郵便局	兵庫県洲本市五色町都志万歳374-1	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月30日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	富島郵便局	兵庫県淡路市富島1433	輸送施設の使用停止処分(93日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月22日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	高取郵便局	奈良県高市郡高取町観覚寺1469	輸送施設の使用停止処分(93日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月18日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)(3)点呼記録の記載事項等の不備、点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	下北山郵便局	奈良県吉野郡下北山村寺垣内1093-2	輸送施設の使用停止処分(84日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月4日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	重里郵便局	奈良県吉野郡十津川村重里479-2	輸送施設の使用停止処分(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月22日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	江住郵便局	和歌山県西牟婁郡すさみ町江住1428	輸送施設の使用停止処分(96日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月22日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月18日	株式会社西日本ロジスティクス(法人番号7140001046088)代表者 竹中 領	兵庫県三木市別所町下石野1415番地3	本社	兵庫県三木市別所町下石野1415番地3	輸送施設の使用停止処分(34日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和7年1月22日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	4	4
令和7年12月19日	株式会社平尾運送(法人番号5140001046123)代表者 平尾 正光	兵庫県加古川市平岡町新在家2丁目280番地13	本社	兵庫県加古川市平岡町新在家2丁目280番地13	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和7年1月30日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの教導】(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号、第2号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(4)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)(6)運転者等台帳【作成】【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)(8)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	6	6

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年12月19日	株式会社KAM商事(法人番号5120101055100)代表者 川畠 彰太	大阪府堺市美原区太井1-4	本社営業所	大阪府堺市東区日置莊西町5-32-35	輸送施設の使用停止処分(80日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和7年2月4日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)(3)点検整備違反【3月点検整備の未実施】【12月点検整備の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(4)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(6)「指導監督告示」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	8	8
令和7年12月19日	株式会社イズミ(法人番号6120101039135)代表者 東重雄	大阪府泉大津市汐見町21番地の60	本社	大阪府泉大津市汐見町21番地の60	輸送施設の使用停止処分(50日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年12月20日、関係機関からの情報到端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)(3)運転者等台帳【作成】【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	5	5

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年12月23日	辰巳運輸株式会社(法人番号9140001059996)代表者 佐賀 治人	兵庫県姫路市飾磨区中島1358	陸運事業所	兵庫県姫路市飾磨区細江1292-2	輸送施設の使用停止処分(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和7年2月5日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)運行指示書【記載事項等の不備】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(5)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	2	2
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	笠置郵便局	京都府相楽郡笠置町笠置市場26	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	御杖郵便局	奈良県宇陀郡御杖村菅野2462	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月28日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	小川郵便局	奈良県吉野郡東吉野村小川1794	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月10日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	菟田野郵便局	奈良県宇陀市菟田野古市場350-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月10日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年12月24日	日本郵便近株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	海南郵便局野上集配分室	和歌山県海草郡紀美野町小畠61-2	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月15日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	上富田郵便局	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来里田1323-3	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月22日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	田辺郵便局氣佐藤分室	和歌山県日高郡みなべ町氣佐藤173-2	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	串本郵便局	和歌山県東牟婁郡串本町串本2377	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月22日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	浜坂郵便局	兵庫県美方郡新温泉町浜坂白川1740-2	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	上郡郵便局	兵庫県赤穂郡上郡町大持142-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼記録の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	社郵便局	兵庫県加東市社字若が谷1738-67	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月17日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の一部記録なし(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	中町郵便局	兵庫県多可郡多可町中区中村町巴流1-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月17日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大阪城東郵便局	大阪府大阪市城東区今福東3丁目16番23号	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月30日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)(3)点呼記録の記載事項等の不備、点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	西淀川郵便局	大阪府大阪市西淀川区姫里3丁目1番33号	輸送施設の使用停止処分(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月30日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	御所郵便局	奈良県御所市71-3	輸送施設の使用停止処分(115日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月30日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	東山郵便局	奈良県山辺郡山添村峰寺105-12	輸送施設の使用停止処分(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月27日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	近江八幡郵便局	滋賀県近江八幡市中村町27	輸送施設の使用停止処分(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月9日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)(3)点呼記録の記載事項等の不備、点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	名手郵便局	和歌山県紀の川市名手市場156	輸送施設の使用停止処分(25日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月8日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	岩倉郵便局	和歌山県有田郡有田川町粟生201-1	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月8日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼記録の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	和歌山南郵便局	和歌山県和歌山市和歌川町5番16号	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月11日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼記録の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	美山郵便局	和歌山県日高郡日高川町皆瀬1079-1	輸送施設の使用停止処分(21日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月24日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年12月25日	株式会社村上商店(法人番号7120101035109)代表者 村上 勇次	大阪府和泉市府中町1-6-5-302	本社	大阪府和泉市府中町1-6-5-302	許可の取消し	貨物自動車運送事業法第5条第1号及び第8号	令和7年10月7日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。許可の取消処分に該当する事実が認められた。【欠格事由】(貨物自動車運送事業法第5条)	12	12